

全経相続税法能力検定試験公式テキスト 1 級（3 版）

令和 7 年度税制改正事項

Chapter 6 贈与税額の計算

Section 4 結婚・子育て資金の非課税

項 目	改正前		改正後
適用期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	⇒	平成 27 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

適用期間が 2 年延長されました。

Chapter 9 納税猶予制度

Section 4 個人の事業用資産についての納税猶予制度

項 目	改正前		改正後
特例事業受贈者の要件	・円滑化法の認定を受けていること ・贈与の日において 18 歳以上であること ・贈与の日まで引き続き 3 年以上、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと ・贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること	⇒	・円滑化法の認定を受けていること ・贈与の日において 18 歳以上であること ・贈与直前において、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと ・贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること

改正前は贈与の日まで引き続き 3 年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたこととなっていましたが、事業承継の準備を行えていなかった事業者がいることが想定されるため、この制度を最大限に活用できるよう見直しが行われました。